

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成26年3月19日（水）午後1時30分～午後3時30分

場 所 徳島地方裁判所会議室（2階）

参加者等

司会者 深見敏正（徳島地方裁判所長）

裁判官 吉井広幸（徳島地方裁判所刑事部総括判事）

検察官 坂哉萌（徳島地方検察庁検事）

弁護士 野々木靖人（徳島弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者1番 60代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 20代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性（以下「4番」と略記）

（司法記者クラブ記者 5名）

議 事

自己紹介及び意見交換会の趣旨説明

司会者

本日はお忙しい中、裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきましてありがとうございます。私は、本日、司会を務めます徳島地方裁判所長の深見です。よろしく申し上げます。

さて、裁判員制度は、施行後4年10か月が経過しました。この間、徳島地方裁判所では今日までに34件の裁判員裁判が実施されてきました。裁判員経験者の皆様には、裁判終了直後にアンケートで御意見や御感想をお伺いしておりますが、本日は、ある程度時間が経過した時点で、裁判員裁判を務めていただいたご経験がどのようなものであったのか、どのような課題があったのかなど、ご自由にお話しただければと思っています。さらに、法廷での審理について、裁判

員に分かりやすいものになっているのか、法廷での審理を分かりやすくするためには、裁判官、検察官、弁護人にどのような工夫や努力が必要なのか、また裁判員には守秘義務が課せられていますが、その負担感などについても御意見をお聞かせ願いたいと思っています。

本日は、裁判員経験者4名の皆様のご出席をいただいております。その他、法曹関係者として検察庁から坂哉検事、弁護士会からは野々木弁護士にご参加いただき、また、裁判所からは吉井部総括判事も参加しています。

それでは、徳島地方検察庁の坂哉検事から、簡単な自己紹介をいただきたいと思います。坂哉検事よろしく申し上げます。

検察官

徳島地方検察庁検事の坂哉でございます。徳島に赴任して1年、その間に裁判員裁判を務めた事件は3件あります。本日は皆様からいろいろなアドバイスをいただき、今後の裁判員裁判に活かしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会者

続きまして、徳島弁護士会の野々木弁護士に簡単な自己紹介をいただきたいと思います。野々木弁護士、よろしく申し上げます。

弁護士

徳島弁護士会所属の野々木と申します。私は、平成9年に弁護士となり、裁判員裁判は2件経験しております。本日は忌憚のない意見をお聞かせいただき、今後の弁護活動に活かしていきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

司会者

徳島地方裁判所の吉井部総括判事に簡単な自己紹介をいただきたいと思います。吉井部長よろしく申し上げます。

裁判官

徳島地方裁判所刑事部総括判事の吉井広幸でございます。私は裁判員裁判の

準備段階から関わっておりまして、那覇地裁で7件、前任の前橋地裁で毎年10数件、昨年4月からの徳島地裁で8件、裁判員裁判をやってまいりました。本日の裁判員経験者の3番と4番の方々とは昨年裁判員裁判をチームを組んで担当しました。本日は率直で自由なご意見をいただきまして、更に裁判員裁判の運営に活かしてまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

司会者

それでは、裁判員裁判を経験された皆様には、何年の何月頃、どのような事件に関与されたのかをお話しいただき、自己紹介をしていただきたいと思います。

1番

昨年の2月に強盗致傷事件の裁判員裁判を経験しました。私は法律の知識もなく、裁判官から丁寧な説明を受け、どうにかやり遂げられました。被告人の量刑を決めることが一番苦しかったです。

2番

私も1番の方と同じ事件を経験しました。裁判員と裁判官の意見が同じ一票であるのに驚きました。普通に考えればプロの裁判官は法律知識があるのだから、裁判員は裁判官の何分の一というイメージでした。ですから、裁判官と裁判員が同じ一票でいいのか、今も気になっています。

3番

昨年10月から11月にかけて、少年が車中をのぞき見した男性を殴る蹴るの暴行を加え、死亡させた傷害致死事件を経験しました。4日間の公判でしたが、医者とか、被害者の家族等、たくさんの方々の証言を聞いたのが、印象に残っています。

4番

3番の方と同じ事件を経験しました。

司会者

本日のスケジュールとしては、お手元に裁判員経験者意見交換会進行予定とい

うペーパーをお配りしていますが、おおむねこの予定表に沿って、主に司会者から質問をさせていただきます。ただし、裁判官、検察官、弁護士の方から経験者の方に質問することもありますし、皆さんの方から裁判官、検察官、弁護士の方に質問していただいても結構です。また、最後に報道機関の方から質問がございます。忌憚のない率直なご意見を承ることができればありがたいと思っております。そして、途中休憩を挟んで午後3時30分に終了の予定です。

テーマ1 「裁判員経験者による全般的な感想」

司会者

まずはじめに、裁判員経験者の皆様から、裁判員を経験されて一定期間経ったこの段階で、当時の思い出やお感じになっていることなど、一言ずつ述べていただきたいと思います。

1番、2番の方は先ほどのような事件を担当されたかという質問に対して、感想を述べられましたが、それ以外にございましたら、お願いします。

1番

特にございません。

2番

私もございません。

3番

私の関与した事件が一審で決着しているのか否かということが気になること、たまに事件現場近くを通るのですが、その度事件のことを思い出します。

4番

私は会社員なので、4日間という日程が少ししんどかったということと、3番の方同様、事件現場近くを通ることがあり、やはりその度事件のことを思い出します。

テーマ2「選任手続における感想，意見」

司会者

ありがとうございます。それでは次のテーマですが，名簿登載通知から，具体的な事件の呼出し，選任手続当日までの選任手続における率直なご感想，ご意見をいただきたいと思います。

1 番

特にはありません。

司会者

選任手続の日の午後から裁判が始まるというケースがある一方，選任手続の翌日以降に裁判が始まるケースがありますが，本日お越しの裁判員経験者の方はみなさん後者のケースで，選任手続から裁判まで一定期間空いていた訳ですが，それについてはいかがでしたか。

1 番

私は期間が空いて良かったです。

2 番

私自身は選任手続から裁判は連続してした方が良いと思います。その理由は，裁判に集中して臨みたいということと，被告人等に早く結論を出してあげたいという気持ちもあります。

3 番

私の場合は，裁判員候補者として登録されたという通知が来て1年くらい経過後に地裁から本件事件の裁判員候補者の通知を受け取りました。そして，選任手続から9日間期間が空いて審理に入ったのですが，その間に気持ちの切り替えや仕事の日程調整ができて良かったと思っています。

4 番

私も，仕事の段取りもあって，空けてくれたのは良かったです。

テーマ3 「審理についての感想，意見」

司会者

それでは次のテーマに移りたいと思います。起訴状朗読，冒頭陳述から始まり，証拠書類の取調べ，証人尋問，被告人質問を経て検察官の論告，弁論に至るまでの過程でどのようなことを感じられたかということですが，3つの段階に分けてお話を伺いたいと思っております。一つ目は検察官，弁護人の冒頭陳述についてです。この点につきましては検察庁から検察官の冒頭陳述につきまして，情報量が多すぎたかどうか，逆に少なすぎて事件の経過がよく分からなかったというような点があれば教えていただきたいという御希望がありますので，その点についてもお話をいただけたらと思います。

1 番

どちらの説明も判断しにくかったです。どうしていいか迷いました。

司会者

検察官，弁護人がどういうことを立証したいのか，説明として十分でしたか。

1 番

十分でした。

2 番

弁護人の意見が長かったように思いました。いいとか悪いとかは判断しにくい
です。

3 番

検察官，弁護人双方から冒頭陳述についてのメモのようなものを渡されましたが，検察官のメモの方が見やすかったです。またそれに沿って説明されていたので，分かりやすかったです。弁護人は簡単にまとめられていましたが，後から見返す時にこれってどういうことだったのかなと感じる時がありました。内容量については特に意見はありません。

4 番

検察官の説明の方が優しい言葉で非常にかみ砕いて説明してくれたのでよく分かりました。弁護人はどういうことを言われているのかよく分からない感じがしました。資料も検察官の方が充実していました。

検察官

検察官のメモの使い方について、その後どのように使っているか教えていただけますか。

3番

突合してまでということはありませんが、記憶をたどっていく上で見返して書き込んだりしました。最初の時点で大体の流れが見えてきますが、この証人の証言がこの辺りのことを言っているというようなことが分かり、整理ができました。

司会者

対立点とかが冒頭陳述でよく分かったということによろしいでしょうか。

3番

最初はあまり対立してなさそうでしたが、段々双方の意見が違ってきたなという印象を受けました。

司会者

1番、2番の方もそういうイメージでよろしいでしょうか。

1番、2番

同意見です。

弁護士

2番の方にお聞きします。弁護人の意見が長かったという御意見でしたが、どのくらい、例えば半分くらいがよかったという印象ですか。

2番

長い、短いの問題ではありません。被告人から被害者に対して反省の言葉を表して欲しかったので、弁護人からアドバイスして欲しかったです。

弁護士

冒頭陳述について意見が長かったということですか。

2 番

多少長かったという程度です。

弁護士

4 番の方について、弁護人がどういうことを言われているのか分かりづらかったというご意見ですが、公判前整理手続で争点を整理する仕組みになっているのですが、分かりづらかったですか。

4 番

分かりづらかったです。後半になってくるにつれて、なぜ死亡したのかという争点がはっきりしてきました。

弁護士

冒頭陳述の書面にもそのことは出てなかったのですか。

4 番

出てはいました。

弁護士

主たる争点だとは分からなかったということですか。

4 番

そうです。

司会者

次に証拠調べについての御意見を伺いたいと思います。証拠調べには、書証と人証がありますが、書証について、検察庁の書証の取調べの速度はどうだったのか、調書の朗読はどの程度の時間なら集中して聞いていただけるのか教えていただきたいという質問がでていますが、どうでしょうか。

1 番

よかったですと思います。

2 番

よかったと思います。

司会者

書証と人証と，どちらが分かりやすかったでしょうか。3番，4番の方は人証が多くて，1番，2番の方は情状証人と被告人質問だけだったようですが，どうでしょうか。

1番

人証です。

司会者

目の前で話してもらった方が分かりやすかったということでしょうか。

2番の方も同じでしょうか。

2番

同じです。

司会者

3番，4番の方は人証が多かったと思いますが，飲み込みやすかったですか。

3番

被害者の関係者の方とかの証人はスッと入っていけました。医者に関しては，最初は専門用語も出てきましたが，例も出していただいて比較的分かりやすかったと思います。

4番

現場の様子については，証人の証言が参考になりましたし，死因については医者の証言が参考になりました。

司会者

初めて裁判員になられて医者の説明は理解できましたか。

4番

少し分からない単語も出てきたように思いますが，優しく説明してくれたので，理解できました。

裁判官

3番、4番の方は客観的な書証以外は人証により行われており、質問も短く分かりやすかったのではないかと思います。1番、2番の方は書証の朗読でよく理解できましたか。

1番

情状を中心とした話でした。

2番

内容が詳しく書いてあって分かりやすかったです。

司会者

3番、4番の方は遺体の写真を見られたかと思いますが、遺体の証拠写真についてどういう感想を持たれたのかお伺いしたいと思います。これに関して、検察庁からは検察官から事前に遺体の写真の取調べの説明を聞いてどう思ったか、また実際に取り調べた後の感想はどうだったのか教えていただきたいという質問がでていますがどうでしょうか。

3番

事前に出ると言われていたし、長い時間映し出すわけでもなく、ボヤーッと出してすぐ消えたので心身に影響はありませんでした。振り返ってみるとあの写真必要だったのかなと思いました。特に写真を見なくても全容は分かったんじゃないかと思いました。

4番

最初は見ないでよいのであれば見たくないなと思っていました。ただ、裁判長から徐々にボヤーッと出てくるからと説明してくれたりして、トラウマとかにはなっていません。私は逆に状況とかがよく分かったので、写真は見た方がよかったですと思います。個人的には見たくはありませんでしたが。

検察官

3番の方にお伺いします。暴行の態様が争点になっていたと思いますが、それ

に対して写真を見てどう思いましたか。

3番

あまりひどい状態でない写真を選んでいたと思いますが、どれを出すかによって心証が変わってくる可能性があるので、写真がひどかったからこうとあまり思わないようにと意識的に思っていました。

検察官

暴行の態様とかについて、どういう証拠がよいと思いますか。

3番

被告人の体格も分かったし、被告人が過去に格闘技をしていたこと、あと医者の話からも大体のことは分かったと思います。ただ、検察官としてはインパクトが残るので、見ておいて欲しいのだなという気持ちが分からないわけではありません。

弁護士

遺体の写真については対照的な意見が出されましたが、4番の方にお聞きしますが、写真がイラストだったらどうでしょうか。

4番

それでもいいだろうと思います。

司会者

論告、弁論について検察官、弁護士についてイメージ的に違いがあったのか、主張がわかりやすかったとか、こういった点についてはどういう感想でしょうか。

1番

あまり違いありませんでした。

2番

スムーズだったと思います。

3番

説明自体、検察官の論点が前後矛盾なく説明されていて、どういうことを説明

したいのか終始伝わってきました。弁護人は検察官の出してくるものに対して粗を探している感じがあり、弁護をするのは大変だなと感じました。

4番

検察官の求刑が10年で、弁護人の意見が執行猶予でしたが、その意見はよく分かりました。弁護人に熱意がないというわけではありませんが、検察官の方がより熱意が伝わってきました。

弁護士

3番の方にお伺いします。弁護人が検察官の立証に関してそれを崩す方向で活動していたようだったということですが、弁護人がもう少し積極的に違うストーリーを立証するといった方が分かりやすかったという印象でしょうか。

3番

客観的なものがなかったので、全く新たなストーリーを作るのは難しい事件ではなかったのかなと思います。医者意見に反論されていた記憶がありますが、そういうふうにはせざるを得なかったのかなと思います。

司会者

3番、4番の方の事件については、被害者関係の方が参加されて、遺族の方が被告人質問とか意見陳述等をされていますが、それに関して感想等はございますでしょうか。

3番

遺族の方はどういう判決が出て納得されないのではないかと考えていました。

4番

私が被害者の立場なら裁判所に行きたくないという意見です。それをあえて来られたのは訴えるものがあって来られたのだろうという印象を受けました。

司会者

被害者の遺族の方が被告人質問を行ったりしていますが、その点についての感想はどうですか。

3 番

求刑のところで、被害者の代理人弁護士の方が求刑をされていましたが、被害者の思いを直接そのまま訴えかけていたので、良い制度ではないかなと思います。

司会者

4 番の方も同じような感想ですか。

4 番

はい。

テーマ4「評議についての感想，意見」

司会者

評議についての感想，意見等についてお伺いしたいと思います。評議については外から分からないことも多いですが，評議の中身を話していただくのではなくて，自分の思うことをきちんと言えたのかどうか，裁判官の説明が分かりやすかったかどうかとか，量刑データベースなどの説明も受けられたことと思いますが，そういった説明を受けてどう感じられたのか，概略的なことで結構ですので，評議についてのイメージなどをお話しいただければと思います。

1 番

量刑のことについて，最初は6名の裁判員でそれぞれの意見を出して話し合おうんですけども，それぞれの意見の差を縮めていくためには何を目標にすればいいのかという点が，私には分かりにくかったので，過去の判例を参考にさせていただいた次第です。

司会者

裁判官が，証人の話した内容のことや事実関係等について説明したりしたと思いますが，裁判官の説明は分かりやすかったですでしょうか。また，自由に意見を発表できるような雰囲気はできておりましたでしょうか。

1 番

裁判官の説明は分かりやすかったです。また、意見を言える雰囲気かどうかという点でも、量刑の点で意見を出し、それを修正したりして、何度も話し合いました。

2番

裁判官の説明は本当に分かりやすかったです。我々素人に対し、かみ砕いて説明してくれましたし、量刑の点についても、過去の判例を映していただいて、それに対してどう思いますかというふうに、十分説明してくれました。

司会者

雰囲氣的に、自分の意見は言いやすい感じだったでしょうか。

2番

そうですね。和気あいあいと言えば語弊がありますけれども、本当に自分の意見は言いやすかったです。

3番

裁判官の説明ということについては、この場に一緒に裁判をした裁判官3名がおられるので言うわけではありませんが、その3名の裁判官と一緒に裁判ができて非常に幸せだったと思います。幸せだったと言うと語弊がありますが、本当に、かみ砕いて説明もしてくれますし、声の大きい人が勝つというものではなく、きちんと一人一人の意見も聞いてくれて、反映させるところは、きちんと皆の意見を聞いて反映してくれますし、量刑についても十分に意見を聞いてくれてやってくれていたというようなところは、裁判員裁判の印象が変わった気がします。傷害致死事件で言えば最高が懲役20年ということですが、扱った事件がどのぐらいに位置するのかということが全然分からなくて、それについては、量刑システムで過去の分を見てある程度目星を付けてから、そのうえで、じゃあ求刑はどう思われますかというような感じだったので、それは良かったと思います。

4番

私も全く3番の方と同じで、そういうことを一緒にやったチームに入れてもら

えて本当に幸せだという気持ちです。量刑の点では、何年、何年というのをパソコンで見せていただいたんですけれども、一番最初にそれを見てしまったので、要するに、頭の中にここからここまでという幅ができてしまったので、我々は素人なので、素人の意見として、まず最初に量刑の例を見ないで意見を言ってから、それから意見のすり合わせをするときに、こういうものがありますよと言っても良かったのかなという感覚があります。

司会者

先ほど、論告とか弁論について、いろんなお話をうかがいましたけれども、評議にあたって、論告とか弁論のことはどんなふうにイメージされましたでしょうか。例えば、論告、弁論で出されたペーパーは参考に使えたのかどうかという点はどうでしょうか。

3番

いただいたペーパーについては参考にさせていただきました。

裁判官

評議については守秘義務が課せられていますが、従前の裁判員経験者の意見交換会において、それが気持ちの上での負担になったという方もおられたようですけれども、守秘義務についてはどう感じられましたか。

1番

それについては決まったことだし、仕方がないことだと思います。

2番

私も同じですね。今でも事件のことは言いたくはないですね。ただ事件があったというぐらいのことですね。

司会者

自分が事件に関わったというぐらいで考えているということでしょうか。

2番

そうですね。裁判員裁判をさせてもらったんですということぐらいは話をさせ

てもらいますが、事件の内容のことに関しては、やはり言いたくないですね。

司会者

守秘義務を課せられているということが気持ちの上での負担になったということとは特になかったでしょうか。

2番

特になかったですね。量刑についてそれが合っているのか間違っているのかということにまでなってくれば、そんな話を第三者に漏らすようなことはまずないですね。

3番

守秘義務に関しては、裁判員になったことを言っはいけないとか、新聞記事に出ているような事件の概要を言うなというようなことでもなかったもので、特に守秘義務が課せられていることを負担に思ったことはなかったですね。

4番

3番の方と同じ意見です。それとは別に、ここまでは言ってもいいよということが分かるような資料があればありがたいなとは思いますが。要は、何も言っはいけないというような感覚で、あまりしゃべらないようにということになってしまうので、そういうことになるのは裁判員裁判の本旨ではないのかなという気がします。

検察官

1番の方に質問ですが、量刑が一番難しかったということをおっしゃっておられました。それはどういったところでしょうか。例えば、検察官と弁護人が最後に意見を言うとき、情状をふまえた量刑を決めるときに、自分の参考となるものが少なかったということでしょうか。

1番

そうですね。検察側と弁護側とで量刑の意見の差が大きいということもありましたし、それと、事件内容に応じた量刑というものが私どもでは分からなかった

ので、そのあたりが一番難しかったです。それで、過去の判例を出してもらいましたので、その中から一番内容が近い事件を参考にさせていただいたというのが正直なところです。

検察官

検察官とか弁護人が意見を言うときに、例えば、犯行態様が悪質だから罪が重いんですよというような、要素をいくつか挙げて、こうこういう事情があるから求刑は10年なんだというように申し上げたと思うんですけど、なぜこの事情があると重くなるのか分からないとか、そういった疑問などはありましたか。

1 番

それは、後から裁判官から説明をしていただいて、こういう事件は刑はどれぐらいからどれぐらいまでということをお話してもらった後で評議を行ったので、それまでははっきりとは分かりませんでした。

テーマ5 「判決宣告についての感想、意見」

司会者

判決書についての意見や、判決宣告に立ち会ったときの気持ちなどをお話しいただけますでしょうか。

1 番

裁判長から判決の宣告があって、後で裁判長から何か一言ございませんかと言われましたが、何を言えばよいのかよく分からなかったもので、そのあたりで悩みました。

司会者

判決書についても、例えば、ボリューム的にこの程度で良かったかどうかなど、何かご意見があればお願いしたいのですが。

1 番

皆で決めたものですから、判決書については満足しております。

2番

私もそう思います。皆の意見を聞いて、それで判決文が出来上がったものであるので、裁判長がおっしゃるのも、私どもの意見も、同一的なものだと思います。

司会者

判決宣告に立ち会った感じはいかがでしょう。

2番

もっとピシッとするものかと思いましたが、そんなに厳しい感じではありませんでした。皆さんも同じ気持ちだと思います。重要な事件でしたけれども、精神的な苦痛はそんなに大きくはなかったように思います。

3番

判決書については、これは本当にびっくりしたのですが、午前中ギリギリまで量刑について話し合っていたのに、お昼休みを挟んだらもう判決書の原案が作られていて、それでまた意見のすり合わせをしたりしたのですが、そんなに短時間で判決書の案ができるのかなと思ったのが率直な感想です。それは最終案ではなかったのですが、それまで評議してきたまとまった内容がそのまま載せられていて、裁判員の意見も盛り込まれていたもので、裁判員裁判の意義を非常に感じました。それから、判決宣告に立ち会った感想としては、我々の結論では懲役7年ということだったんですけれども、被告人も被害者も自分の年齢に近かったので、被告人からその7年という時間を奪うというか、反省してもらおうということで、それが今後、被告人の人生にどう影響していくのかなということを思ったり、反省してくれればいいのになと思ったり、いろいろなことを思いながら宣告の話を聞いていました。

4番

判決文の作成については、皆さんの意見を多く入れていただいて、苦心をして作成されたんだなという印象が強く残っています。また、判決宣告に立ち会った感想としては、これで役目が終わったのかなという感じを受けて、感慨深いもの

がありました。

テーマ6 「これから裁判員になる方へのメッセージやアドバイスー法曹三者に望むこと」

司会者

これから裁判員になられる方へのメッセージ，法曹三者に望むことがあればお聞かせください。

1 番

最初に述べたとおりです。

2 番

裁判員になって名誉に思います。最初に選ばれたという通知が来てから裁判になるまでの期間が長かったです。事件についてはあれでよかったのかなと思います。人を裁くことは難しいことだとよく分かりました。裁判員裁判の判決が高裁で翻されることがありますが，高裁で新しい事実が判明したのなら違っても分かるんですけど，そうでなければ裁判員裁判の判決と違う判決が出るというのは，腑に落ちないと思います。

3 番

実際に裁判員に選ばれて裁判員制度が行われているということが分かりました。三権の中で裁判所が一番遠い存在だと思うので，そこで何日間か裁判官と間近に直接触れる体験ができて，参加してよかったと思います。ただ，制度の趣旨というのは市民の参加ということだと思いますが，事実認定だけでもよいのではないかと思います。量刑を決めるというのは市民に馴染みがないし，市民感覚を導入してもあまり意味がないのではないかと思います。有罪，無罪を決めることに関しては参考になるとと思いますが，量刑についてはよりよい司法につながっていくということに疑問があります。軽い要望として，自分の出した判決に責任を持ちたいので判決文が欲しいと思いました。後，バッジをいただきましたが，裁判員

裁判が終わってからいただいても、法廷とかに付けていく機会がないのでどうしようかという感じです。

4 番

裁判員として参加させていただいて非常によかったという感想です。裁判員に選ばれた方は是非参加して欲しいです。裁判のイメージは我々と関係のない閉ざされたところでやっている感じなので、この制度を使って市民にわかるような司法になっていただきたいという気持ちです。

検察官

量刑について馴染みがないので市民感覚を取り入れてもあまり意味がないのではないかという意見が出されましたが、検察官の求刑とか弁護人の意見を聞いてどう思われましたか。

3 番

7年とか10年と言われても、日頃接していないので、大体この事件はこれぐらいだろうと考えながらニュースとかを見ていないので、妥当なのかどうか、今でも分かりません。頼るところは過去の判例とかになります。ベースがなくて何年と言われても、検討が付かなくて馴染みがありません。

検察官

検察官の求刑、弁護人の執行猶予とかの意見は、評議の中でどういう位置づけで進められるのか、自分の頭の中で、求刑をこういうふうに参加にしたというようなことがあれば、教えていただけないでしょうか。

1 番

検察官から求刑の説明を聞いて、その後に過去の判例を聞いて、似かよったところを自分で判断して出しました。

2 番

同じです。私は被告人がまた出てきた時に再犯の可能性があるかどうかを考えました。出てきて受け入れる態勢がないとまた再犯を起こす。一番頼りになるの

は両親だけど、社会に受け入れる態勢があればいいのになと考えました。

司会者

法務省には、矯正局とか保護局というのがありまして、そこでは更生保護といひまして、立ち直るきっかけを与えたり、例えば仮出所した人に保護観察的なことをするといったような仕組みもあります。徳島にも保護観察所がありまして、手をさしのべていく保護司さんという方もいて、更生の手助けをされています。そういった再犯をなくしていくという、国を挙げての事業もありますので、更生保護事業につきましても今後ともご理解いただけたらと思っています。

4番

私の事件では、10年の求刑と執行猶予という意見が出てきましたが、それは置いておいて、それを参考にしたことはありません。皆さんとの評議の中で決めました。

裁判官

若干補足して説明しておきますが、評議の中で求刑を前提にして上げるとか下げるとかの議論はしていません。量刑傾向の中で位置付けてみて、検察官は結構重たい求刑していますねとか、そういった位置付けです。

司会者

最後に、本日傍聴いただいた司法記者クラブから御質問をお願いしたいと思います。まず幹事社の徳島新聞社から代表質問をお願いします。

徳島新聞社（代表質問）

今月の幹事社である徳島新聞社の記者です。よろしくお願いします。事前に質問事項をお渡ししてありますが、これまで既に出た質問事項もございますので、その部分は省かせていただきます。

まず、代表質問事項1番目の「裁判員を経験されて、率直な感想は。」ですが、先ほども裁判員経験者の方から意見が出ていたと思いますが、その他に何かございましたら、よろしくお願いします。

1 番

すべてが初体験でした。裁判員裁判を経験したことによって、世の中の事件などにより強く関心を持つようになりました。

2 番

良い経験をさせてもらったというのが一番の答えです。私も子供を持つ親として、親というのはいつまで経っても親なのだということを実感させられました。裁判員裁判を通して人生観が変わった気がします。

3 番

遠い存在だった裁判所が非常に近く感じられ、良い経験になりました。今後、国民の多数が裁判員裁判に参加してくれれば、犯罪に対する考え方も変わってくると思います。

4 番

裁判員裁判を経験して良かったというのが素直な感想です。裁判所では裁判官を始め、事務の方々も大変気を遣ってくれ、ありがたく思いました。

徳島新聞社

代表質問事項 4 番目にある「裁判員への就任決定から実際に判決を出すまでの期間の長さについてどう思うか。」という点について、お答えください。

1 番

事件内容からして長さはこんなものかと思っています。

2 番

私も同様です。

3 番

裁判員裁判は、短期集中で連続してやっていくという方法と、日数を空けてやっていくという方法があり、それによって結果が変わっていくケースもあるかなと思います。本件では、もうちょっと議論したかったなと思う一方、4日間というのはいっぱいいいかなとも思います。

4 番

私も 3 番の方と同じような意見で、4 日間というのは仕事を考えると限度かな
と思いました。

徳島新聞社

代表質問項目 6 番目の「裁判員裁判を取材・報道するマスコミの姿勢をどう感
じたか。」についてお答えください。

1 番

特にありません。

2 番

私も特にありません。

3 番

私が担当した裁判員裁判がニュースや新聞等で取り上げられているのを見まし
た。選任手続の日にマスコミが裁判員候補者に後追い取材をしていましたが、あ
まり度を越したら良くないのではと感じました。

4 番

特にありません。

徳島新聞社

代表質問事項 7 番目の「経験者の目から見て、現状の裁判員制度をどう感じる
か。」についてお答えください。

1 番

特にありません。

2 番

国民の多くの方が裁判員裁判を経験して欲しいという気持ちです。この裁判員
制度によって、加害者は当然罪を償うべきですが、被害者の気持ちがよく分かる
のではないかと思います。

3 番

特にありません。

4 番

裁判員制度を改良していく点はあるとは思いますが、私が今思っているのは、もう少し裁判員制度を国民に知ってもらう工夫をして欲しいということです。

徳島新聞社

代表質問事項 8 番目の「裁判員裁判の判決が覆されるケースも目立つが、経験者としてどう感じるか。」を最後にお答えください。

1 番

分かりません。

2 番

地裁では十分審理を尽くしても、被告人が納得しなければ控訴するでしょう。上級庁で新事実が出れば、ひっくり返ることもあるのではないかと思います。

3 番

上級庁においても、各裁判官が良心に従って正しいと思って判決しているわけですが、ただ、裁判員裁判は国民が参加して判決していることを念頭において判断して欲しいとは思っています。

4 番

私たちはベストを尽くして審理のうえ判決まで行ったことですが、それが上級庁で覆ることがあったとしても、それはそれで仕方がないことだと思います。

司会者

裁判員経験者の皆様には、長時間、意見交換や質疑応答にご参加いただき、ありがとうございました。皆様からいただいたご意見は大変参考になりました。今後の裁判員裁判をより良いものにするための貴重な資料になると思います。本当にありがとうございました。